

戒嚴令論

——特に戒嚴令の逐条解釈を中心として——

佐藤立夫

まえがき

第一章 戒嚴令の意義

第二章 現行戒嚴令の逐条解釈

第三章 戒嚴宣告の経過

戒嚴司令部令(勅令二十号)

まえがき

明治憲法第十四条は、「天皇は戒嚴を宣告する。戒嚴の要件及効力は法律をもってこれを定む」と規定していた。法律に当たるとき現行法は明治十五年大政官布告第三十六号戒嚴令である。戒嚴は戦時、事変に際し兵力をもって全国若しくは一地方を警備するとき人民の権利を保障する法律の効力を一時停止し、国家統治作用の一部を軍の力に移す場合をい

う。なお軍事上の必要に基づくものでなく明治憲法第八条の緊急勅令による行政上の秩序を回復維持するため戒嚴の宣告の場合に準じて兵力をもって特定の地域を警備する行政戒嚴がある。行政戒嚴は(1)明治三十八年日露講和条約締結に際し東京市に騷擾を生じたとき(2)大正十二年の関東大震災、(3)昭和十一年二・二六事件に際し緊急勅令をもって戒嚴令の一部を施行した場合の如く正式の戒嚴の宣告の場合と異なり、戒嚴の宣告の要件の備わらない場合に法律に代わる勅令

をもつてする場合である(戒厳令九条十四条)。戒厳の宣告は、一時軍の独裁を設定する行為であり、軍事上の必要に基づくものであるが、統帥権の作用ではなく国務上の大権に属し、国務大臣の副署を要するものである。

戒厳令の先例としては、(1)明治二十七年十月五日の日清戦争、(2)明治三十八年四月十三日、五月十二日の日露戦争処理に伴う日比谷騒擾事件に対する九月六日の戒厳令、(3)大正十二年九月二日関東大震災、(4)昭和十一年二・二六事件に関する二月二十七日の戒厳令の発動を見た。

第二次大戦当時、本土空襲に当たり直ちに戒厳を布くことをもつて最も策を得たものとするか否かについては考慮すべき多くの問題が戦時議会でも論議された。東条首相も一国会議員の質問に答えて政府は今のところ戒厳を布く意図はなく、戦争遂行については専ら国民の伝統的忠誠心に俟ちたいと断言した位である。しかし現行法として戒厳の制度が存在している以上、何時この制度を実施する必要があるとて周章狼狽することのないだけの準備の必要があるという緊迫した状況下で衆議院書記官長大木操氏の要請に依って当時筆者は衆議院奏任囑託在職中執筆したのが本稿である。

現行憲法下では戒厳令でのみ認められた軍事官憲に附与された特権は認められない。しかし一九六〇年五月四日付の

「自衛隊の治安出動に関する訓令」や六〇年安保闘争から高揚したある時期に戒厳令を中心とする戦時立法の制定について自衛隊では内々研究が進められていた。昭和三十八年度統合防衛図上研究といわれた「三矢研究」の中に戒厳令を初め、これと関連する諸法令が列挙されている。一九六五年三月一日の衆院予算委員会一議員の質問に対し防衛庁事務当局は、政府の戒厳令に関する所信を述べたうえ、「安保の時にみられたような事態に対処する一つのキイ・ポイントは戒厳令である。戒厳令がなければいけない。内々でやっているのが、憲法改正をしなくても戒厳令というものをこしらえなければいけないと思う」と発言している。

明治憲法下では緊急命令、戒厳令大権、非常大権等いわゆる緊急権 (Staatsrecht, state of emergency) は規定されていたが、現行憲法下では緊急事項は全くみられない。しかし国の非常事態に対処する緊急措置として法律の定めがある。例えば総理大臣は大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、公安の維持のため特に必要があると認めるときは緊急事態の布告を発する事ができるし(警察法七一条)、外部からの武力攻撃に対して、わが国を防衛するため必要があると認めるときは、国会の承認を得て特に緊急の必要がある場合には国会の承認を得ないで自衛隊に出動命令を発する

こともできる（自衛隊法七六条一項）。このほか治安維持上重大な事態に直面する場合には都道府県知事の要請により治安の出勤命令を発することができる（同八条）。自衛隊法はこのほか防衛出勤時の武力行使（同八八条）、治安出勤時の武器使用（同九〇条）、防衛出勤時における物資の取用権（同一一〇三条）を認めている。自衛隊法一〇三条の取用等の措置は営業の自由、財産権に対する制限である点において緊急権のメルクマールを一部充足するものである。

本稿の元本は最近鈴木隆夫元衆院事務総長（元国会図書館長）の遺族から国会図書館に寄贈された国会関係資料の中から発見されたものであるが、どういふ事情で大木氏から鈴木氏に渡ったかは定かでないが、当時鈴木氏は衆院秘書課長の職にあり保管方を依頼されていたのではないかと思う。なお本稿は翼賛議会開会中早急に仕上げねばならなかった関係上、意の満たない点があつたので当時メモしていた若干の補正を加えて公表することにした。

第一章 戒厳の意義

戒厳とは兵力に依る統治の一種にして、戦時若しくは事変に際し兵力を以て全国若しくは一地方を警備することを謂ふ。換言すれ戦時若しくは事変に際し全国若しくは一地方に

於いて秩序紊乱し行政及び司法機関の力をもつてしては最早秩序を維持し得ない場合に於いて兵力を以て人民の自由及び財産に對して制限を加へ秩序の回復を計ることを謂ふ。かくて人民の権利を保障する法律の効力は停止され、国家統治作用の一部は軍隊の権力に移される。

憲法義解は第十四条に関する説明において、「戒厳は外敵内変の時期に臨み、常法を停止し、司法及行政の一部を挙げてこれを軍事処分に委ねる者なり」といつていることは、このことを意味する。

戒厳令のモデルとなつた旧プロイセン戒厳法は、その第一条において、「戦時に際し」敵によつて脅威され若しくは部分的に既に占領された地域に戒厳を宣告しうることを定め、第二条に、内乱の場合においても亦戦時、平時を問わず戒厳を宣告しうることとしている。ここでは戦時と事変との対立が戦争と内乱との対立として示されている（一八五一年六月四日戒厳法）。フランス法も同様にして戒厳は外国との戦争又は内乱による緊急な危険の場合に限りこれを宣告しうると規定している（一八七八年四月三日戒厳法第一条）。

戒厳の宣告は、一時兵力に依る統治を設定する行為にして、専ら軍事上の必要に基づくものであるが、統帥権の作用に非ずして、国務上の大権に属し、国務大臣の副署に依ることを

要する。之れ枢密院官制に之れに関する規定あるに徴しても明らかであるし(枢密院官制第六條第三号)。戒嚴の宣告は、法律の定める一定の要件を具備する特定の場合に戒嚴状態を定めて之れを一般に告知することを謂ふ。戒嚴の宣告に似て非なるものは憲法第八條の緊急勅令に基づく所謂行政戒嚴である。兩者の關係、區別に就ては次章に論述する。

戒嚴の權は天皇の憲法上の大權にして、天皇の親裁事項に属することは云ふまでもない。故に學理上より謂えば之れを他人に委任することを得ないと解するが、事緊急を要する場合に公共の安寧秩序を維持し能わざる虞あるにより現行戒嚴令は時期切迫せる場合には軍司令官をして臨機に戒嚴を宣告せしむることを定めている(戒嚴令第四條、第五條。例えば戰時に於て兵營、要塞、海軍港、鎮守府、海軍造船所等が遽に合圍若しくは攻撃を受けたる時は其の地の司令官が臨時戒嚴を宣告する。又戰略上臨時の処分を要する時は出征の司令官之れを宣告する。平時においても内亂鎮定のため臨時戒嚴を要する場合において時期切迫して通信断絶し命を請ふの道なき時は直ちに戒嚴を其の地の司令官が宣告する。之れ所謂大權の委任にして、必要已むを得ざる場合、國務上の大權が特に軍司令官に委任されるのである。

軍司令官は戒嚴を宣告する場合直ちに之を主務大臣に具

申し、其の地の行政官庁、裁判所にも通知するのであって、之等の機関は何れも戒嚴司令官の指揮に服することを要する。

戒嚴の地域は臨戰地境と合圍地境に分かれ、前者は戰時若しくは事変に際し警戒す可き地域であり、後者は敵の合圍若しくは攻撃を受け若しくは其他の事変に際し警戒すべき地域にして、戒嚴の効力に於いては兩者異なり、臨戰地境内にありては其地境内にある軍事に關係ある地方行政事務及び司法事務が軍司令官の管掌に移り、合圍地境内に於ては地方行政事務及び司法事務の総てが軍司令官に管掌の權を委任するのである。

司法事務とは司法警察、刑の訴追、刑の執行等を意味する。合圍地境内においては軍事に關係する民事、刑事の裁判權は軍法會議に移され、若し合圍地境内に裁判所なく又管轄裁判所と通路断絶した時は民事刑事の別なく一切の裁判權は軍法會議の管轄に属することになる。かくて戒嚴地境内に於いては集會結社の自由・出版の自由・居住移轉の自由・住所の不可侵、所有權の不可侵・信書の秘密等に関する法律の効力は停止され、司令官は法律に依らずして之等の自由を拘束す可き命令を發することができる。戒嚴は解止に依り其効力を失い、解止の日より兵力に依る統治は終了し、地方行政事務、

司法事務及び裁判権は全部その常例に復する。

我が国戒嚴令の母法である仏法に依ると戒嚴の場合は二つある。

一、兵營、若しくは要塞に於て戒嚴の宣告される場合、即ち現実的戒嚴の宣告される場合

二、兵營若しくは要塞の存在しない地域に於て戒嚴が宣告される場合、即ち擬制的戒嚴令の場合

現実的戒嚴宣告の場合とは兵營若しくは要塞が敵軍の合圍又は攻撃其他の事変の場合及び兵營若しくは要塞十料以内の地域に敵軍の集結した場合である。之等の地域に於て戒嚴を宣告するのは其地の司令官の権限に属す。

擬制的戒嚴の宣告は原則として議会の権限に属す。その戒嚴の存続期間も亦議会の定める所に依る。法律がかくの如く擬制的戒嚴の宣告に付き議会の協賛を必要としたことはその宣告の濫用を阻止するためである。議會閉会中は大統領が閣議を経た上で戒嚴の宣告をなす。この場合には議會は二日後に集会し戒嚴を継続す可きか否かを決定する。議會解散し新議會成立しない場合には原則として大統領は戒嚴の宣告をなすことができない。唯例外として対外国戦争の場合、敵軍より脅威を受けている地域に於ては戒嚴を宣告することができるが、この場合には可及的迅速に総選挙を執行し新議

会を招集しなければならない。

戒嚴地境内に於て、その地方の行政事務及び司法事務は軍司令官の管掌する所となる。但し軍司令官において代行しない権限は普通の行政官庁及び裁判所に於て之れを行使し得る。

戒嚴宣告の効力としては、其地方の人民の自由権、財産権に関する成文法上の保障は撤廃され、戒嚴地境内に於て憲法を蹂躪し、公共の安寧秩序を紊したる者は総て軍法會議に附せられ、司令官は亦住所の不可侵、集会結社の自由、出版の自由、所有権の不可侵、居住移転の自由等に関する法律の効力を停止することができる。かくの如く軍司令官は広範なる権限を有するのであるが、その権限を行使する場合には法律に依ることを要し、その権限を逸脱する場合に責任を問われることを免れない。

第二章 現行戒嚴令の逐条解釈

第一条 戒嚴令は戦時若しくは事変に際し兵備を以て全国若しくは一地方を警戒するの法とす

本条の示す如く戒嚴は戦時若しくは事変に際して布くもので、平時に布くものではない。戦時とは国家が戦争状態に

ある場合を謂う。國際法上戦争の意義に關しては行為説と狀態説があり、行為説（一九〇七年ヘーグの開戦に關する条約）は國家間の武力を以てする鬭争なりと解し、狀態説は苟くも國家に平和の關係断絶すれば之と同時に該國家間に戦争は現存するものなりと謂う。學理上より謂えば行為説を妥當なりと解するが、實際には行為説が戦争となることも、狀態説が戦争となることもありうる。明治二十七年の日清戦争の如きは行為に始まり、明治二十七年の日露戦争、大正三年の日独戦争の如きは狀態を以て開始した。

事變とは明治十年の西南事變の如き内乱の場合を謂う。亦北清事變、シベリア出兵事變、日支事變の如く戦争に準ずべき狀態をも指稱す。しかし事變の中には天変地異・悪疫流行・經濟的混乱・社会的鬭争を含むものではない。要するに戰時、事變共に國家の存立が武力に脅かされる場合である。

我國従來の例を見ると、日清戦争に際し明治二十七年十月五日及び日露戦争に際し明治三十八年四月十三日及び同年五月十二日憲法第十四条に基き戒嚴が布かれた。之れは所謂戰時戒嚴である。この場合に於ては人民の權利を保障する法律の効力は停止し、國家統治作用の一部は軍隊の權力に移されるのであって、換言すれば戒嚴の宣告は一時、軍の独裁政治を設定する行為を意味する。戒嚴を宣告するのは軍事上の

必要に基づくものであるが、統帥權の作用に非ずして、國務上の大權に屬し國務大臣の副署に依ることを要す。戒嚴の宣告には國務大臣の副署を要するか否か、之れに關し或いは之れを陸海軍統帥權の行使なりと解し、國務大臣の副署を要しないと論ずる者もいるが、我國に於ては統帥權上の軍令は之れを軍事參議院の議に付することとなしたるに拘らず戒嚴宣告に就ては之れを軍事參議院の議に付することなく樞密院の諮詢に付することにしてに徴し、統帥權の行使と認め難く、従て戒嚴の宣告は一般國務行為と同じく國務大臣の副署を要するものと解するは妥當であらう。

陸軍省官制第十一条第四号は戒嚴の基本に關する事項を軍務局軍事課の事務とし、第十六条第五号は戒嚴に關する事項を兵務局防衛課の事務とし、もつて陸軍大臣の管理に關する陸軍軍政に屬するものとしており、海軍省においても同様である（海軍省官制第八条第九号）。一八七一年の旧ドイツ帝國憲法第六十八条には、「連邦領土内における公共の安全を害する虞あるときは皇帝は其地方における戒嚴を宣告することを得、戒嚴宣告の要件、公布の形式および効力を定むる帝國法律の發布に至るまでは一八五一年六月四日のプロイセン法律を適用す」とあり、この規定が明治憲法第十四条の起草に当たつて樞密院での審議の参考として配布されたことか

らみても明らかである。

明治二十七年十月五日の戒厳宣告には内閣総理大臣、陸軍大臣、明治二十七年二月十四日の戒厳宣告には内閣総理大臣、海軍大臣、陸軍大臣、明治二十八年四月十三日及び同年五月十二日の戒厳宣告には内閣総理大臣、海軍大臣、陸軍大臣が副署しているのもこの見解に立つものである。

之れに反し軍事上の必要のためではなく行政上の秩序を回復し維持するため戒厳宣告の場合に準じ憲法第八条の緊急勅令に基づき兵力を以て特定の地域を警備する場合がある。戒厳の宣告は戦時若しくは事変に際し兵力を動かす場合にのみ行われ得るのに反して、後者の場合は安寧秩序が紊れたることに因り治安を維持することを目的として兵力を動かす場合である。之れは軍事上の目的のためではなく、専ら行政の目的のためにするから学者或いは之れを目して行政戒厳と謂い。平時戒厳、或いは緊急勅令戒厳、或いは広義の戒厳とも謂う。

(一)明治三十八年九月六日、日露講和条約の締結に際し東京市に騷擾を生じたる時、(二)大正十二年九月二日関東大震災に際し東京府及び其近県の秩序紊れたる時、(三)昭和十一年二月二十七日所謂二・二六事件に際し東京市に騷擾を生じたる時に何れも緊急勅令を以て戒厳令の一部(戒厳令第九条及び第

十四条を之等の地域に施行したのは其の例である。

正式の戒厳宣告の場合と異なり、之等の場合は戦時若しくは事変でないから憲法上の戒厳を宣告する訳には行かない。しかし實際は戒厳と同様なことをしなれば到底秩序を維持することはできないから憲法第八条の緊急勅令を以て「一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用することを得」という一時的の規定を設け、更らに勅令を以て地域を定めて戒厳令第九条及び第十四条を戒厳司令官をして施行せしめた。即ち地方行政事務及び司法事務の一部を戒厳司令官の権限に移し、司令官をして法律に依らずして集会・結社・出版・居住移転等に関する臣民の自由を制限するの権限を有せしめた。所謂行政戒厳若しくは緊急勅令戒厳は、正式の戒厳宣告の場合と異なり、戒厳宣告の要件備わらざる場合に戒厳の宣告ありたると同様の効力を生ぜしめんとするものであるから、法律若しくは法律に代わる勅令を以てすることは当然である。茲に戒厳の要件とは之れを宣告する時期、区域及び手続を謂い、効力とは宣告の結果として司法、行政の作用は普通の官庁の手を離れて軍衙(軍法会議)に移ることを謂う。戒厳の要件及び効力は憲法第十四条に基づき法律の定めるところに依る。唯憲法実施後戒厳に関する法律の規定は未だ制定されるに至っていないから、明治十五年八月五日大政官布

告第三十六号布告の戒厳令は今日尚法律としての効力を有することになる。

行政戒厳は、こと頗る重大にして、謂わば戦時、事変に限る現行戒厳令を、然らざる場合にまで適用する戒厳令の改正にも類すべき性質のものであるから各省大臣全部副署する。しかしこの緊急勅令に基づいて戒厳令の一部を適用する場合には内閣総理大臣及び関係軍部大臣のみが副署する。明治三十八年九月六日の勅令第二〇五号の施行に関しては内閣総理大臣・陸軍大臣・大正十二年九月二日の勅令第三九八号の施行に関しては内閣総理大臣、陸軍大臣、昭和十一年二月二十七日の勅令第十七号の施行に関しては内閣総理大臣臨時代理兼内務大臣・陸軍大臣は副署している。

立法論からみると、戒厳令は戦時若しくは事変の時のみならず騒擾に際しても宣告し得る如く改正すべきであろう。若し加様な事件は議会開会中に発生すると緊急勅令戒厳を布くことは出来ず種々の不便は生ずるからである。

参考のため外国の例を見れば多くの国に於て皆、平時の騒擾に際しても戒厳若しくは戒厳に準ずる非常措置をとり得ることを規定している。

(一)、イギリスの普通法では国王が戦時若しくは事変に際し戒厳の宣告をなし普通法の適用を停止し、軍事裁判所をして

普通裁判所に代つて裁判をすることも、亦戒厳の宣告によつて個人の自由権の保障を撤廃することも認めていない。しかしイギリスの慣習法では外敵の襲撃、内乱若しくは事騒擾に際し国王、官吏及び人民は外敵を撃退し、内乱・騒擾を鎮圧するため権力を行使し得る権利を有す。之れは一九二〇年の『民衆の生活要素を奪わんとする場合を非常事態となし、国王之れを宣告す』という戒厳法即ち非常権力法(Martial Law)である。ここに生活要素を奪わんとする場合は衣食・燃料・電力の配分を妨げ、交通機関を妨害すること等を謂う。同盟罷行も亦この中に含まれている。但し国王・官吏・人民はこの権利に基づき外敵を撃退し、若しくは内乱・騒擾を鎮圧するためには必要欠く可らざる最少限度においてのみこの権力を行使し得るのであり、この限度を超える時は普通裁判所より責任を問われるものである。軍司令官は外敵の撃退若しくは内乱・騒擾に際してこの非常権力法に基づき人民の身体の自由を制限し、その財産を徴収・処分若しくはは戦闘行為により人民を殺傷することができる。しかしこの場合においても軍司令官は普通裁判所に代わつて人民を処罰するの権限を有しない。

かくの如くイギリスでは慣習法上、国王は戦時若しくは事変に際し戒厳の宣告をなすことを認められていないが、成文

法律は外敵を撃退し、内乱、騷擾を鎮圧するためには国王が勅令若しくは詔書を発して人民の自由権に関する保障規定を停止若しくは撤廃することを認めている。一九一八年の国防法、一九二〇年の非常権力法の如きは国王が勅令若しくは詔書を発して国防規則違反罪に対する審問及び処罰をなす権を軍事裁判所に委任する旨の規定を設け、若しくは人民の財産及び通信の自由に対する制限規定を設けることを認めたのである。

(二)、ソ聯に於ては一九二六年の革命的秩序維持の非常手段に関する規定(戒厳令)に於て、国家生活の常態逼迫した場合は非常手段を適用し得るとなし、その事態を特別事態(非常戒厳)戦時事態(戦時戒厳)となし、特別事態とは労働主権に対する陰謀の発生した時、若しくは発生の危険ある時、天変地異の場合を謂い、戦時事態とは特別事態の状勢一層険悪なる場合及びその地域は臨戦若しくは軍事上重大なる意義を有するに至つた場合である。

(三)、オランダ憲法第八十七条は『国内若しくは国外の安全を維持するために国王若しくは国王に代わつて国土の或る地域を戦地若しくは戒厳地と宣告することを得、法律はこの宣言をなし得る場合及び方式を定め且つ該宣言の効力を規定す』

『右法律に於て公共の秩序を維持し、警察条令を執行すべき文官の憲法上の権限は其全部若しくは一部を武官に転移すべきこと及び文官に従うべきことを規定することを得』本条の場合に於ては憲法第七条・第九条・第一五八条・第一五九条は之を度外視することを得、戦時に於ては第一五六条第一項も亦之を度外視することを得』と規定する。

国内の安全を維持するための前提条件は事変、騷擾を謂う。この場合に停止される人民の基本権の条項の中、憲法第七条は出版の自由・第九条は集会結社の自由・第一五八条は住所不可侵・第一五九条は信書の秘密を規定し、第一五六条第一項は『何人といえども法律に依りて定められる裁判官の管轄より其意思に反して阻隔せらるることなし』と規定している。

(四)、一八九一年二月二十四日のブラジル憲法第八十条第一項は『外国の侵入若しくは国内に騷擾ありたる場合共和国の保安のために必要の時は連邦領土の何れの部分に対しても戒厳を宣告し一定の期間其の領土内に憲法上の保障を停止することを得』と規定する。

(五) ドイツに於てはワイマール憲法第四十八条第二項は『ドイツ国内に於て公共の安寧秩序に重大なる障害を生じ若しくは生ずる虞あるとき、国大統領は公共の安寧秩序を恢復するに必要な処置をなし必要あるときは兵力を用いること

を得、この目的のために大統領は一時第一一四條、第一一五條、第一一七條、第一一八條、第二二三條、第二二四條及第一五三條に定めたる基本権の全部若しくは一部を停止することを『得』と規定す。公共の安寧秩序に重大なる障害を生じ若しくは生ずる虞あるときには、騷擾をも含む。ここに第一一四條は身体の自由、第一一五條は住所の不可侵、第一一七條は信書の秘密、電信、電話の秘密、第一一八條は言論・出版の自由、第二二三條は集会の自由、第二二四條は結社の自由及び第一五三條は所有権の不可侵を規定する。

以上述べた如く諸外国に於ては戦時、事變のみならず騷擾に際しても戒嚴を宣告することができる。

我国に於ても戦時、事變でない場合、前後三回に亘つて緊急勅令を以て戒嚴令の一部を施行したが、かかる法技術上の不備を是正するための戦時若しくは事變の時のみならず、之れに準ずべき騷擾(事件)の場合にも戒嚴を宣告し得るよう改正すべきであると思ふ。

軍隊はいうまでもなく、憲法第十一条の統帥権に依り軍令に基づいて出動するものであるが戒嚴は例外にして、戒嚴令という法律の性質を有する規則に基いて出動する。之れは憲法第十四条に戒嚴の効力は法律で定められているからである。

戦時戒嚴の場合、軍隊は内地に於て敵機の空襲や軍艦の砲撃に対して防空、防禦のため出動するのであるが、行政戒嚴の場合に於ては軍隊は戒嚴の警備部隊とは全く異なり、軍令に基づいて出動するものである。

行政戒嚴の場合には戒嚴令第九条、第十四条を適用し、『兵備を以て全国若しくは一地方を警戒する』という第一条は適用されないという論者もいるが、しかし過去の実際に於ては軍隊が警備に當つてゐる。之は仮令第一条は適用されないとしても既に緊急勅令を以て戒嚴令の一部を適用する以上、この緊急勅令の中には、戒嚴の本質である兵備を以て警戒すると謂う第一条の精神は当然含まれてゐるものと解することが妥当である。

第二条 戒嚴は臨戦地境と合囲地境との二種に分つ

第一 臨戦地境は戦時若しくは事變に際し警戒す可き地方を区画して臨戦の区域を為すものなり

第二 合囲地境は敵の合囲若しくは攻撃其他の事變に際し警戒す可き地方を区画して合囲の地境と為すものなり

戒嚴は臨戦地境と合囲地境の二種に分かれるが、この名称及び區別は妥当でない。合囲地境といつても必ずしも敵の合

囲を受けた地域のみに限定されないことは条文に於ても明らかである。

我国戒嚴令の母法である仏法では、戒嚴令を合囲法ともいって、警戒が臨戦地境戒嚴で不十分な場合には合囲地境戒嚴となし、合囲地境戒嚴にする程度で無ければ臨戦地境戒嚴にするというように両者の関係は實際上巧妙を極めている。

我国の例を見れば、日清戦争の際広島島県下広島市全部及び宇品を臨戦地境と定め、明治二十七年十月五日から翌二十八年六月二十日迄、日露戦争の際、長崎県対馬及其沿海並びに長崎県長崎要塞地帯、長崎県佐世保要塞地帯、北海道函館要塞地帯及び之に関する要塞地帯法第七条第二項（要塞地帯外と雖第三区の境界線より外方三千五百間以内）の区域内を臨戦地境と定め、明治三十七年二月十四日より翌三十八年十月十六日迄、亦澎湖島馬公要港境内及び其沿海を明治三十八年四月十三日から、同年五月十二日からは台湾全島（澎湖列島を除く）及び其沿海を臨戦地境とし、共に同年七月七日迄戒嚴を布いた。合囲地境を布いた先例は未だ無い。

緊急勅令に基く行政戒嚴に於ては明治三十八年九月六日、日比谷騷擾に際し東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡、大正十二年九月二日、関東大震災に際しては東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛

飾郡、翌三日には之れを東京府、神奈川県に改め、四日には東京府、神奈川県の外崎玉県、千葉県、昭和十一年二月二十七日、二・二六事件に際しては東京市に戒嚴令の規定の一部を適用した。

ドイツに於ては一九一四年七月三十一日仏露両国に対し最後通牒を發すると同時に全国に戒嚴を布き、翌八月一日に動員令を下し、フランスは八月一日動員を令し、二日に全国に戒嚴を布いた。

(1) 日本の戒嚴令はフランス、プロイセンの戒嚴令を直接に繼承したものであり、フランスでは、その原型は一七九一年七月十日の合囲法にあるとされ、第三共和制に入つて一八四九年八月九日の戒嚴令 (*loi du 9 aout 1849 sur l'état de siege*) が制定された。プロイセンには一八五一年六月四日の戒嚴令 (*Gesetz über den Belagerungszustand vom 4 Juni 1851*) がある。

第三条 戒嚴は時機に応じ其要す可き地境を区画して之を布告す

一 地方に戒嚴を布くという場合には本条項は余り問題視されないが、外国の例の如く戦時に際し全国戒嚴でも布く場

合には全国に唯一の戒厳司令官ということも實際上困難である。第一次大戦当時ドイツに於ては各軍団管区(我国の師管に相当す)毎に留守師団長が戒厳司令官となり、その管内の警備に当たつた。この例に依れば我国に全国戒厳が布かれた場合には各師管を戒厳区域となし、留守師団長が戒厳司令官になる訳である。しかし東京の如く師団長の上に警備司令官が存在する所では、該機関は戒厳司令官になる。軍港、要港所在地に於ては海軍司令官長が戒厳司令官になる。関東大震災の際は横須賀市・三浦郡は横須賀鎮守府司令官の管掌下に入った。

戒厳令第三条には『布告』第四条、第五条には『宣告』とある。戒厳令に於ては明らかに「布告」と「宣告」とを区別し、前者は天皇が戒厳を令せられる場合に使用する。しかし憲法第十四条には『宣告』とあるから後者を採る方が妥当であらう。即ち日清・日露両戦役の勅令に於ては『戒厳を施行すること(或いは行うこと)を宣告する』とある。

第四条

戦時に際し「鎮台官所」要塞海軍港鎮守府海軍造船所等遽かに合圍若くは攻撃を受ける時は其地の司令官臨時戒厳を宣告することを得又戦略上臨機の処分を要する時は出征の司令官之を宣告するこ

とを得
本条の鎮台とは今日の師団司令部、官所は旅団司令部に当たる。

要塞は今の要塞地帯法がこれに当たり、国防のため設置した防禦官造物を意味する。海軍港は現在の軍港、要港がこれに当たり、鎮守府は鎮守府令による鎮守府、海軍造船所は海軍工廠がこれに当たる。

本条に『等』とあるは列挙以外の場所でも之れに準ずべき場所も之れに含むものと解してよい。

本条は遽かに敵の合圍若くは攻撃を受け上奏の違なき場合の臨時戒厳を規定したもので、今日の如く交通機関が発達した時には殆ど想像もされないことであるが戒厳令布告當時に徴すればこの規定が設けられたことは首肯できるとし、且法律としてこの規定は置かれることは万一の場合を予想して認められねばならぬ。

本条後段の「戦略上臨機の処分を要する時は出征の司令官之れを宣告することを得」のいわゆる戦略的臨時戒厳とは戦略上必要な一切の行動を謂い、敵襲に際し之を撃退するため臨機に必要な一切の処分を意味し、そういう一切の臨機の行動を起こすために戒厳を行う必要がある時には臨時戒厳を宣告することができる。臨時戒厳を宣告するものは合

困地臨時戒嚴と事變臨時戒嚴については、「其の司令官」、戰略的臨時戒嚴については「出征の司令官」である。

本条の終りに『出征の司令官に之れを宣告することを得』とある。出征といえは一般に外国に出兵して戦うことのように考えられるが外国に於ては戒嚴を布くことは出来ない。戒嚴令は屬地法であり内地にのみ布かれる法律であるから外国には効力は及ばない。日本領土にしても内地以外は勅令で之れを施行することを定めなければ内地の法律としては効力が無い。故に戒嚴令は朝鮮（大正二年九月二十五日勅令第二百八十三号）台湾（明治三十年四月十九日勅令第一百号）樺太（明治四十年七月十日勅令第二百五十七号）関東州及南滿州鐵道附屬地（大正四年五月六日勅令第七十三号）に於ては勅令に依て施行せられる。領土内に於ても敵に対して軍隊が出動すれば出征である。外国に於て戦争をする場合、その占領地に於て戒嚴の如きことを行うことはあるが、之れは戒嚴ではなく軍政である。

第五条

平時土冠を鎮定する為め臨時戒嚴を要する場合に於ては其地の司令官速やかに上奏して命を請う可し若し時機切迫して通信断絶し命請うの道なき時は直に戒嚴を宣告することを得

本条は平時土冠を鎮定するための臨時戒嚴についての規定である。戒嚴は戦時若しくは事變に際して宣告せられるものであるから平時といえは事變に際しての意味に解せざるを得ないのである。事變とは国内における反乱を指すのであるが、本条はこれを土冠という。土冠の反乱が突発して通常戒嚴の手續をまつことのできない場合、本条による事變臨時戒嚴を宣告することができる。

本条は西南事變の如き内乱若しくは国内事變を対象としたものであり、平時に於ても臨時戒嚴を布く場合には司令官は上奏して戒嚴を布くことを定めている。本条後段は時機切迫して通信断絶の場合の規定があるが、之れは第四条の戦時に際し遽かに合圍若しくは攻撃を受けるといふような場合よりは比較的あり得るようにならされる。この場合には司令官は『某地を臨戦（若しくは合圍）地境と定め何日より戒嚴を行うことを宣告す』というが如き宣告文を作り、新聞に掲載することを要する等の方法に依つて実行すべきである。

本条は平時土冠を鎮定するといつても、それは戒嚴令第一条の示す如く戦時若しくは事變の際の警戒の法であるといふその事變に相当する場合でなければ戒嚴を宣告することはない。臨時戒嚴は戦時若しくは事變戒嚴とは別箇のものだと解釈する者もいるが、そうすると事變戒嚴に於ては第

四条に相当する条文は無いから急迫の場合司令官は戒厳を宣告することは出来ないことになるという矛盾を生ずる。第四條は戦時の際司令官が臨時戒厳を宣告する場合を、本條の趣旨は事変の際司令官が上奏若しくは直ちに臨時戒厳を宣告する場合を定めたものであるを相当とする。

第六條 軍団長師団長旅団長「鎮台官所」要塞司令官警備

隊司令官若しくは分遣隊長或は艦隊司令長官艦隊司令官鎮守府長官若しくは特命司令官は戒厳を宣告し得るの権ある司令官とす

本條は戒厳を宣告し得る権限をもつ司令官の職名を列挙したものであるが、本條には今日ない職名がある。之れは現在のそれに相当する長官に於てその権限を有するものである。

現在では軍司令部令による軍司令官、師団司令部令による師団長、旅団司令部令による旅団長がこれに当たる。要塞の司令官は現在では要塞司令部令による要塞司令官、戒嚴令の鎮守府長官は現在鎮守府司令長官及び警備府司令長官をいい、特命司令官は現在の防衛總司令官の如きものを謂う。

第七條 戒嚴の宣告を爲したる時は直ちに其状勢及び事

由を具して之を「大政官」に上申す可し
但其隸屬する所の長官には別に之を具申す可し
戒嚴が一度で宣告された後に之を監督するため戒嚴令は本條により司令官の報告義務を定めた。即ち戒嚴の宣告後、司令官は遲滞なくその状勢及び事由を具申して大政官に報告しなければならぬ。

大政官に上申す可しとは今日に於ては陸(海)軍大臣に報告することであり、隸屬長官への具申とは例えば師団長より軍司令官に報告することを謂う。

戒嚴司令官の所管大臣及び所屬長官への報告は単に戒嚴の状勢及び事由を知らせることに過ぎない。戒嚴の宣告は憲法第十四條に規定する如く天皇大權に屬すること、亦戒嚴そのものの本質と關係地司令官に自ら宣告し得るの権を与えられていることに鑑み、戒嚴司令官は天皇に直屬するものと解する。かかる事実を徴しても大臣や長官は戒嚴司令官に対し監督権を持つものではない。若し戒嚴司令官は陸、海軍大臣の指揮下にあるとすれば、この旨は戒嚴令に明記されていなければならぬからである。

第八條 戒嚴の宣告は曩に布告したる所の臨戰若しくは 困地境の区画を改定することを得

本条は天皇が宣告された戒厳地域を緊急の場合には戒厳司令官が宣告で以て変更することが出来るという趣旨を定めたものである。天皇の定められた区域を戒厳司令官が変更するということは一見極めて不可解に考えられるが、状勢が急に変化すれば万已むを得ない措置として之を本条で承認したものと解する。

臨時戒厳は通常戒厳と同じ効力を有することは既に述べた通りである。而して後法は前法に優先するという原則から臨時戒厳は曩に宣告された通常戒厳を変更する効力を有する。本条はこの趣旨を定めた規定である。「区画を改定する」とは単に戒厳地域の拡大又は縮少を意味するのみならず戒厳の種類の変更をも意味する。即ち合囲地境から臨戦地境への変更も、また逆も可能である。

第九条

臨戦地境内に於ては地方行政事務及び司法事務の軍事に關係ある事件を限り其地の司令官に管掌の権を委する者とす故に地方官地方裁判官および檢察官は其戒嚴の布告若くは宣告ある時は速やかに該司令官に就いて其指揮を請う可し

本条は緊急勅令に基く行政戒嚴の際、第十四条と共に適用される最も重要な条文にして、臨戦地境内戒嚴司令官の権

限を定めたものである。

戒嚴令第十四条に於て通常の警察権の外に強力なる特別警察執行権が軍司令官に与えられている。之は立法論から云えば何も軍司令官でなければ之を与えることの出来ないものではなく、非常時には地方長官にこの権限を与える立法も可能であるが法律は左様に立法せず戒嚴に於ては軍司令官に地方行政事務司法事務及び特別警察執行権を委任した理由が武力と行政及び司法兩權力の緊密化を期待したためである。之は戦時、事変に際し戦争目的遂行上必要であるのみならず騷擾を鎮圧す際にも、その行動に統一性と敏捷性を与え、もつて戒嚴を全うする上に於て必要なことである。

本条に地方行政事務及び司法事務は司令官の管掌する所となると定めてあるが、司法事務とは司法官の行う事務であり、行政事務とは司法事務、立法事務、統帥事務を除いた總ての事務を謂う。従つて内務行政、財務行政、通信行政、鐵道行政、軍務行政は總て行政事務に含まれる。しかし臨戦地境内に於ては司令官の管掌に移るのは司法及び行政事務の中で地方事務に限る。之は中央事務に対する概念にして各省及び大審院の行う中央事務ではなく臨戦地境内の各庁、府、県、鐵道局、通信局、稅務監督局、控訴院、地方裁判所等の行う地方行政及び司法事務を意味する。要するに地方行政及

び司法事務とは地方官、地方裁判官及び檢察官の権限に属する地方事務を指す。

地方行政事務及び司法事務は軍事に關係ある事件に限るが、然らば軍事に關係ある事件とは如何なる範圍か。この問題については二説ある。

第一説 戒嚴司令官に解釈権はある

第二説 行政裁判所に解釈権はある

第二説は軍事關係事件として臨戦地境司令官の命令に基づき知事が營業許可を取消したる時、營業者はその処分が軍事に關係なしとして司令官の命令に基づく知事の処分を違法として行政裁判所に出訴すれば行政裁判所が軍事に關係あるかどうかを審判判決する。軍事に關係あるかどうかを司令官の自由裁量とすると殆どその解釈は無限大になるから不当である。行政訴訟法上知事の營業許可取消処分については出訴し得るものであり特に戒嚴司令官の命令に基づくものを除外する規定がないから行政裁判所は出訴事項を審判判決なし得るものと解する。

之に反し第一説は軍事に關係するかどうかの解釈権は司令官にないとすれば司令官は其職務を行うに種々の不便を生ずる。軍事に關係あるかどうかは軍事を最も良く知っている司令官の知る所である。戒嚴を宣告することは國務上の大

権であるが、之を施行するのは統帥事項に属する。従つて其業務の範圍を定めるのも統帥権内であればならぬ。統帥権事項とすれば行政裁判所は干渉し得べきものではない。戒嚴は司令官が天皇に直隸して行い如何なる機関も之に容喙し得るものではない。行政裁判所は行政判断の適否を審議するもので、或る事項が軍事に關係するかどうかは行政判断では無く軍事判断であるから行政裁判所の関知する所ではない。若し之を行政訴訟の対象とすると法理上行政訴訟もなし得ると謂わなければならぬ。訴願を許すとすれば軍事關係の時は軍部大臣、營業免許の許否の如きは所管大臣となり、その限界は不明瞭である。然るに訴願法第一条第六号の地方警察は行政訴訟の対象には属しない。

次に行政訴訟又は訴願は戒嚴に關して二つの問題を提起する。

第一問は司令官直接の処分に対して行政訴訟及び訴願を許すか否か、

第二問は司令官の指揮に基づく行政官庁の処分に対して之を許すか否か。

第一問については行政訴訟及び訴願は許されない。地方行政官庁の処分権を司令官は直接処分することは違法であるとする論者もいるが、之は本条の「管掌」という文字の解釈

に關する違ひであつて、私は直接処分が許されると解する。

第二問に就いては之を戒嚴の特質より論じて承認し得ないとする説もあるが、行政訴訟又は訴訟に關する法律の條項から見て承認しうるものと解する。処分は知事が行つたものか司令官が行つたものか不明瞭なこともある故承認した方がよい。

軍事關係事件の解釈権は司令官にあるにしても、亦行政裁判所は裁判し得るにしても凡そ如何なる範圍のものが軍事に關係する事件と認定し得るか。戒嚴令第十一条に依れば軍事に係る殆ど主なる犯罪を列挙している。同じく第十四条は治安維持に關係したものは総て軍事に關係する事項となつてゐる。之れ戒嚴は一種の治安維持を目的とするものであるからである。

司令官は地方行政事務及び司法事務を管掌しても、之等の事務に關し命令を發する権限はない。地方官官制によれば知事が命令を發する権限はある。この知事の権限は戒嚴によつて司令官の指揮を受けることになるが司令官の名を以て行政命令を發することは出来ない。司令官は地方行政事務を管掌するといふのは憲法第十条の官制大権に基づく地方官の権限を管掌するといふ意味であり、命令を發する権限は憲法第九条の『天皇は法律を執行するため又は公共の安寧秩序を

保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ』という所謂獨立命令に基づいて許された権限であつて全く前者とはその性格を異にする。

行政官の管轄の一部が戒嚴地境内に入るとその管轄内における事務が司令官の管掌に移るから、それまで、その事務を行つていた者は司令官の指揮を受けねばならぬこととなる。司令官の指揮に入つた者は従來の上官との關係は断絶するものと思ふ。即ち内務大臣は戒嚴地境内の軍事に關係する事項に就ては知事を監督することは出来ない。又陸軍大臣及び憲兵司令官は司令官の指揮下に移つた憲兵隊長を指揮監督することは出来ない。戒嚴令には地方官、地方裁判所、檢察官は司令官の指揮を受けることを規定しているが、戒嚴令地境内の軍隊がその指揮に入るについては何等規定する所はない。之は戒嚴令の趣旨は司令官に成る者は必ずその地境内の最高級の司令官が当たるから地境内にある軍隊は当然その指揮を受けるといふ趣旨である。東京では東京警備司令官、地方では憲兵令第三条第三項憲兵は地方防衛に關する軍事警察に就ては師団長の指示を受く及び戒嚴令第九条に基き師団長は当然その軍隊を指揮することになる。

司令官は地方行政事務及び司法事務を管掌するといつても、その事務を行う手段、方法手続に就ては所定の法令があ

るとき、それに従て事務を行う。例えば司法事務に就ては刑事訴訟法、民事訴訟法及び裁判所構成法に依る。亦司令官は戒厳令第十四条により特別警察執行権を持つのみならず、本条により地方行政官の権限を併せ有することになる。例えば府県令により知事が営業の取消を為す権限ある時、司令官は軍事に關係ある場合、その営業の取消を為すことも出来るし、警察署に対する指令権も之を有することになる。

法令上行政官庁の権限に属する事項といえども司令官は軍事に關係ある事項に限り之を管掌するのであるから之を行使し得るものと解する。之は『管掌』とい文字の解釈に懸つてゐる。之を監督と解すれば司令官は地方行政、司法事務の権限を平常通り各機関に代行させて之を監督するのみであるが、之に反し『管掌』とは管轄、職掌というが如き意味に解すると司令官は直接之等の権限を実行することが可能となる。

この問題を解明するため戒厳令の定められた時代の法令で他に『管掌』の文字を使用したものと比べると市制、町村制が明治四十四年現行のものに改正される以前市制七十四条、町村制六十九条には市町村長は国若しくは他の公共団体の機関として法律の命令に従い左の事務を管掌とある。即ち司法警察官たるの職務や法律命令により、その管理に属する

地方警察の事務、国の行政並びに府県郡の行政にして市町村に属する事務を『管掌』する所から見て、当時『管掌』といふ文字は単なる監督と言ふようなものでなく、直接自ら之を行う可き権限であつた。従て『管掌の権を委す』といへば軍事に關係ある地方行政、司法事務は全く戒厳司令官に移る訳である。之を以て従來の地方の行政官、司法官は改めて司令官より任務を命ぜられない限り従來の権限が消滅すると解する論者もある。何れにしても司令官はこの地方事務を従來の管掌者に指揮して行使せねばならぬから戒厳令はそれ等の地方官、裁判官に其指揮を請う可き旨を定めたものである。

本条に戒嚴の宣告ある時は地方官(例、府県知事、警視總監、通信局長、灯台局長、鉄道局長、税関長)、地方裁判官(例、控訴院長、地方裁判所長、区裁判所上席判事、檢察官(例、地方裁判所檢察正、控訴院檢察正))は速かに該司令官に就いて指揮を請う可しとあるが、該司令官に就いてといふことは必ずしも司令官の許に出頭して指揮を受けることを意味するのではなく、文書をもって指揮を受けるも、電話を以て指揮を受けるも差支えない。しかし速かに該司令官に就いて指揮を請う可しといふ条文から考へると可及的速かに自身司令官に出頭するか、適当な代理者を出頭せしめて指揮を請うことは妥当である。亦司令官の指揮を受ける者は戒嚴令地境内にある

行政、司法の地方官庁の長官のみでなく、その区域内の一部を管理に持つ時は官庁は戒厳地境外にあつてもその地方長官が司令官の指揮を受ける可きものと解する。

第十条 合囲地境内に於ては地方行政事務及び司法事務

は其地の司令官に管掌の権を委する者とす故に地方官、地方裁判官及び検察官は其戒嚴の布告若くは宣告ある時は速かに該司令官に就て其指揮を請う可し

本条は第九条とは唯『軍事に關係ある事件を限り』という文字がないのみで他は全然同文である。即ち合囲地境戒嚴においては軍事關係事件のみならず一切の地方行政事務及び司法事務が悉く其地の戒嚴司令官の管掌に移るのである。其他については第九条に説明したと全く同様である。

右に述べた通り司令官が地方行政事務、司法事務を管掌することになり、戒嚴が宣告されると共に地方官、地方裁判官及び檢察官は爾後の行動について司令官の命を受けてのみに之をなしうるので、之が円滑の運営を期するため戒嚴宣告と共に右の地方官等が戒嚴司令官についてその指揮を請う義務あることを定めたのが本条の趣旨である。

先ず地方官が普通地方官庁と特別地方官庁を含むことは

戒嚴令論（佐藤）

論を俟たない。外地の長官、例えば朝鮮總督、台湾總督も地方官に属する。内閣總理大臣、各省大臣はどうか、戒嚴の地方性という立場から全国に戒嚴が布かれた場合にもそれは地方的性格を失うものでないから中央行政官庁は地方官として、その地域の戒嚴司令官の指揮を受けることになる。この場合には總理大臣及び各省大臣を指揮し得るに足る現役の陸軍大將が戒嚴司令官に任命されることが妥当であらう。

第十一条 合囲地境内に於ては軍事に係る民事及び左に

開列する犯罪に係る者は総て軍衙に於て裁判す

刑法

第二編

「第一章 皇室に対する罪」

「第二章 国事に関する罪」

「第三章 静謐を害する罪」

「第四章 信用を害する罪」

「第九章 官吏瀆職の罪」

第三編

「第一章」

「第一節 謀殺故殺の罪」

「第二節 殴打創傷の罪」

「第六節 擅に人を逮捕監禁する罪」

「第七節 脅迫の罪」

「第二章」

「第二節 強盜の罪」

「第七節 放火失火の罪」

「第九節 船舶を覆没する罪」

「第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪」

現行法上軍事に係る民事に属する事件とは陸海軍所屬事務に係る民事訴訟で、この場合には陸海軍省は国を代表する。国家総動員法第十三条、工場事業場管理令、陸海軍工場事業場管理令施行規則、陸軍軍需監督官令等による工場事業場に關する民事訴訟及び軍需会社法による軍需会社に關する民事訴訟がこれに属する。

刑事に關しては、合囲地軍法會議が裁判権を有する事件としては、一つは元來軍法會議の権限に属する事件が一定の要件を備えた場合に合囲地軍法會議の管轄権に属せしめられる場合であり、軍法會議法第十五条一号二号に規定されており、その二は特に戒嚴に当たつて軍法會議の権限に属するものとされている事件で、これには軍法會議法に基づくものと

戒嚴令に基づくものがある（軍法會議法四条、五条）。軍法會議法に在る犯罪は軍人軍属等特殊の身分を有する者の犯罪、合囲地域に在るそれ以外の者が之等の者と共に犯した同一又は別個の犯罪、後者については戒嚴令十一条列記の犯罪（軍法會議法五条）、陸軍刑、法海軍刑法、軍機保護法その他軍事必要により特色に設けた法令の犯罪（軍法會議法第四条一項二号）である。

軍衙の裁判は如何なる方法で裁判をするか。陸軍軍法會議法第五条には「軍法會議は戒嚴令に定めたる特別裁判権を行う」とあり、海軍軍法會議法第五条にも同様の規定がある。要するに軍衙の裁判は陸軍及び海軍軍法會議法に依て裁判するのである。陸軍軍法會議は陸軍軍法會議法第八条に依り海軍軍法會議は海軍軍法會議法第九条に依り合囲地軍法會議と云われる。

合囲地軍法會議の管轄権は陸軍軍法會議法第十五条

(一)、合囲地司令官の部下に属する者及監督を受ける者に対する被告事件、

(二)、合囲地境に在り又は合囲地境において罪を犯したる第一条乃至第三条記載の者に対する被告事件、

(三)、第四条及第五条に定めたる裁判権に属する被告事件
海軍軍法會議法第十六条（陸軍軍法會議法第十五条と同文）

に定めてあるが、軍人軍属等の犯罪と戒厳令第十一条に定め
た犯罪の外、陸軍刑法、海軍刑法、軍機保護法其他軍事の必
要に因り特に設ける法令の犯罪をも裁判する。

戒厳令第十一条に開列した犯罪は旧刑法の条文に拠るも
のである。之れは刑法施行法第十二条「他の法律中旧刑法
の規定を掲げ又は旧刑法の規定に依り若しくは之に依らざ
ることを定めたる場合に付き刑法中其規定に相当する規定
あるものは刑法の規定に変更す」という条文に基づき、之に
相当する新刑法の犯罪は左の如くである。次に之を表示す
れば左の如し。

旧刑法

第二編

第一章 皇室ニ対スル罪

第二章 国事ニ関スル罪

第三章 静謐ヲ害スル罪

新刑法

第一章 皇室ニ対スル罪

第二章 内乱ニ関スル罪

第三章 外患ニ関スル罪

第九十四条 局外中立ニ関
スル罪

第八章 騷擾ノ罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏瀆恥ノ罪

第三編 第一章

第一節 謀殺故殺罪

第二節 毆打創傷ノ罪

第六節 擅二人ヲ逮捕監
禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第一章

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第十六章 通貨偽造ノ罪

第十七章 文書偽造ノ罪

第十八章 有価証券偽造ノ
罪

第十九章 印章偽造ノ罪

第二十章 偽証ノ罪

第二百五十八條、第二百五
十九條 文書毀棄罪

第二十五章 官吏瀆職の罪

第二十六章 殺人ノ罪

第二十七章 傷害ノ罪

第三十一章 逮捕及監禁ノ
罪

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百三十六條乃至第二百
四十一條 強盜の罪

第九章 放火失火ノ罪

第十章 溢水及水利ニ関ス
ル罪

第九節 船舶ヲ覆没スル 第二百六十六条第二項 第三

罪 項 船舶ヲ覆没スル罪

第十章 家屋物品ヲ棄棄シ 第二百六十条及第二百六十一

及動植物ヲ害スル罪 条 建造物其ノ他ノ物品毀

棄罪

第十二条 合囲地境内に裁判所なく又其管轄裁判所と通

路断絶せし時は民事刑事の別なく総て軍衙の裁

判に属す

軍衙の裁判は合囲地境内にあることが要件で臨戦地境内では裁判は依然通常裁判所に属し、司法事務のみ司令官の管掌に属する。かくの如く合囲地境と臨戦地境との間に戒嚴の効力に大きな差異を設けたのは憲法第二十四条所定の法律の定めたる裁判官の裁判を受ける権を奪われない保障を出來うる限り尊重し、やむを得ない場合に限りこの保障を停止しようとする要請と戒嚴秩序維持目的を達成するためには出來うる限り軍をして裁判に干与せしめんとする要請の調整を図つたものである。

合囲地境内では無条件にすべての民刑事事件を軍衙の管轄に属するのではなく、第一に、一切の事件が軍衙において裁判せられるのは合囲地境と外部との連絡が断絶した場合

であり、しかも合囲地境内に裁判所が存在しない場合である。第二に、その他の合囲地境内にあつては軍事にかかわる民事及び戒嚴令に列挙された特定の犯罪にかかわる者及び軍法會議法が合囲地軍法會議の管轄に属するものとした事件に限り軍衙において裁判する。合囲地境内における戒嚴の効力は臨戦地境内における効力よりも強いことはいうまでもない。

一審又は二審裁判所が合囲地境内にあつて、二審又は三審裁判所が合囲地境内になく、通路断絶の時は軍法會議に於て上級審を行うことができるかと云うと、それは次の条文の趣旨に照らして考えられないから結局この際は一審又は二審裁判所で確定するものと解する。

第十三条 合囲地境内に於ける軍衙の裁判所に対しては

控訴上告を為すことを得ず

軍法會議には旧法の陸軍治罪法当時より控訴上告の規定は見当たらない。現行法では上告は許されているが、本条に依れば合囲地境内では許されない。

一般に軍法會議の判決に対しては上告は認められているが合囲地軍法會議の裁判に対しては上告をなすことはできない。即ちすべて裁判は一審制をとる。一審制をとる理由は

合囲地域内における訴訟を迅速に終結に導き不確定な法律状態の継続を除去せんがためである。

尚再審の規定は旧陸軍治罪法にも現行軍法會議法にもあるが、之れは元來誤判を前提とするもので控訴上告とは全く性質を異にするから合囲地軍法會議でも許されるものと解する。

第十四条

戒厳地域内に於ては司令官左に記列の諸件を執行するの権を有す但其執行より生ずる損害は要償することを得す

第一 集会若くは新聞雜誌広告等の時勢に妨害ありと認むる者を停止すること

第二 軍需に供す可き民有の諸物品を調査し又は時機に依り其転出を禁止すること

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危険に渉る諸物品を所有する者ある時は之を検査し時機に依り押収すること

第四 郵便電報を開緘し出入りの船舶及び諸物品を検査し並に陸海通路を停止すること

第五 戦狀に依り止むを得ざる場合に於ては人民の動産不動産を破壊燬焼すること

第六 合囲地域内に於ては昼夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り検査すること

第七 合囲地域内に寄宿する者ある時は時機に依り其地を退去せしむること

本条は緊急勅令に基づく行政戒嚴の際第九条と共に適用される条文であつて、第九条は臨戦地境戒嚴司令官の権限を定めたものであるが、本条は臨戦地境、合囲地境而戒嚴司令官に対し特別警察権を認めた条文であると解す。戒嚴司令官は一部又は総ての地方行政事務を管掌し得るのであるが、その管掌する行政機關の中に存する警察権は第九条、第十条の規定によつて処分し執行し得るのであり、之に更らに第十四条の警察執行権は与えられたのである。

戒嚴司令官の警察権は部下軍人に執行せしめ得るか否かに関し諸説が分かれている。

第一説は執行せしめ得るといふ見解である。戒嚴令第九条第十条に基づく司令官の警察権及び本条に基づく警察執行権は司令官自ら行うことは純理であるが、實際に於ては司令官一人では行い得るものでないから司令官の補助機關を必要とする。しかし戒嚴令には司令官の組織も司令官の補助機關の組織も規定していない。唯第九条、第十条は地方官、地方裁判官及び檢察官は速やかに該司令官に就いて其指揮を

請う可しと規定しているに過ぎない。故に司令官にはその行政及び司法の権限は之等地方機関のみを指揮して行い得るものにして自己の参謀、副官、部下軍人を之がために使用し得ないのであろうか。戒嚴令は瀆職につき司令官に行政権を与えている以上、そのようには解し得ない。然も司令官は既述せし如く(第九条 地方の行政官、司令官を指揮し得る。故に司令官は戒嚴令第十四条の警察執行を部下軍人をして行わしめ得ることは云うまでもなく、行政執行法に基づく検束、家宅侵入、治安警察法による演説の中止、新聞紙法による差押えを部下軍人をして行わしめても可なりと解する。

第二説は戒嚴令第九条、第十条の地方行政官管掌による警察権は警察を行う職権を有する者(警視、警部、巡査)に非ざれば執行し得ないが、第十四条に基づく警察執行権は部下軍人をして執行せしめ得ると解する。

第三説は警察機関に非ざる者をして執行せしめ得ないとするものである。戒嚴令第九条、第十条、第十四条は司令官に警察権を与えているから司令官自ら之を執行することは差支えないが、之を他人をして行わしむるには法令上警察を行う職権を有する者でなければならぬ。故に司令官は憲兵又は警察官吏に警察権を執行せしむることができるが警察機関に非ざる部下軍人に執行せしむるのは違法であると解

する。

第四説は警察権の補助機関としての業務に限り部下軍人をして執行せしめ得るとするのである。蓋し警察権の発動は箇々の事件に対する発動が所定の機関の意思に基づいて行われるものと、所定の警察機関は単にその部下に対して包括的指揮を行い、箇々の事件に対する発動は、その警察執行補助機関の意思を以て行われるものとの二種に分かれる。例えば行政執行法による代執行の命令、過料処分、取締法における営業の許可等は夫々法規に定める所に依り、知事・警察署長・司法警察官の法令上の責任者が自己の意思を俟って行う可きであるが、行政執行法の検束、邸宅侵入、治安警察法による演説の中止、新聞紙法による新聞紙の差押え等は法令上の責任者自身の意思に基づいて行うのではなく補助機関たる憲兵、警察官吏に包括的指図を与え、その指揮に基づいて補助機関は適宜に自己の判断に基づいて執行する。故に司令官は警察権を行使するに当たっては部下軍人を補助機関として使用すべきである。

司令官は行政命令を発する権限はないが、警視總監、知事に発せしめることを得。第十四条の特別警察執行権は司令官の権限で、他に之を行う可き法定の責任者はない。従つてこの警察権の執行は司令官の意思に依りてその部下軍人に執

行せしめても可なりとする。この点は第十四条の警察執行権と第九条、第十条の警察権の相異なる所にして、第二説は、この点に着眼したものと見て注目に値する。

以上四説の中最後の第四説は最も肯綮に値する。従来の戦時戒厳並びに行政戒厳にしても第十四条の特別警察権執行に際しては『地方官は戒厳令第十四条の範圍内に於て本司令官管掌の下に於て左の諸件を執行す可し』というような形式を以て特別警察執行権を地方官に委任している。

かくて戒厳地境内に於ては集会結社の自由、出版居住移転の自由、住所の不可侵、所有権の不可侵、信書の秘密等に関する通常法律の効力は停止せられ、司令官は法律に依らずして之等の自由を拘束す可き命令を發し之を強制するの権限を持つに至る。

第十五条 戒厳は平定の後と雖も解止の布告若くは宣告を受くるの日迄は其効力を有する者とす

本条は戒厳は戦乱平定後と雖も解止の布告又は宣告を受ける日迄は尚効力を有することを定めたものである。

布告とは天皇の宣告される場合、宣告とは司令官の宣告する場合を指す。天皇が戒厳解止の宣告をされるのは詔書をもつてし、枢密顧問の諮詢を経るを要す。司令官の戒厳解止宣

告については特別の方式はないが戒厳宣告の場合と同様公示することを要す。但し従来司令官が戒厳を解止した先例はない。

即ち戒厳解止の効力は戒厳状態が終了して平時の制度に復することである。戒厳解止以後は平時の機関が平時の方式によって行政事務、司法事務及び裁判を行うことになる。しかし戒厳中になされた既成の処分効力に何等影響を与えない。

第十六条 戒厳解止の日より地方行政事務司法事務及び裁判権は総て其常例に復す

本条は戒厳解止の日より軍隊統治は終了して行政権及び司法権は総て常態に復することを定めたものである。

我国に於ける解止の跡を見るに

(一)日清戦争の際広島県下広島市全部及宇品の戒厳は明治二十八年六月二十日に解止、

(二)日露戦争の際台湾全島(澎湖島を除く)及び澎湖島馬公要港領域内並に其沿海の戒厳は明治三十八年七月七日に解止、対馬島及其沿海並に長崎、佐世保、函館各要塞地帯及御三区の境界線より外方三千五百間以内の戒厳は同年十月十六日に解止、日比谷騷擾の戒厳は同年十一月二十九日に廃止、

(三)関東大震災の戒嚴は大正十二年十一月十五日に廢止、
(四)二・二六事件の戒嚴は昭和十一年七月十七日に廢止され
た。ここに憲法第十四条に基く戰時戒嚴は解~~止~~、憲法第八條
に基く行政戒嚴は廢止の文字を使用している。

第三章 戒嚴宣告の經過

一

朕帝國憲法第十四条ニ依リ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ戒嚴宣
告ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年十月五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文

陸軍大臣 伯爵 大山巖

勅令第七十四号

広島県下広島市全部及宇品ヲ臨戰地境ト定メ本令發布ノ
日ヨリ戒嚴ヲ施行スルコトヲ宣告ス

第五師團留守師團長ヲ以テ前項戒嚴施行ノ司令官トス

二

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第十四条ニ依リ戒嚴宣

告ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十七年二月十四日

内閣總理大臣 伯爵 桂 太郎

海軍大臣 男爵 山本権兵衛

陸軍大臣 寺内正毅

勅令三十六号

長崎県長崎要塞地帯及之ニ関スル要塞地帯法第七條第二
項ノ区域ヲ臨戰地境ト定メ本令發布ノ日ヨリ戒嚴ヲ行フコ
トヲ宣告ス

長崎要塞司令官ヲ以テ前項戒嚴地ノ司令官トス但シ戰時
指揮官ヲ置キタル場合ニ於テハ戰時指揮官ヲ以テ其ノ司令
官トス

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第十四条ニ依リ戒嚴宣
告ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十七年二月十四日

内閣總理大臣 伯爵 桂 太郎

海軍大臣 男爵 山本権兵衛

陸軍大臣 寺内正毅

勅令第三十七号

長崎県佐世保要塞地帯及之ニ関スル要塞地帯法第七条第二項ノ区域内ヲ臨戦地境ト定メ本令発布ノ日ヨリ戒嚴ヲ行フコトヲ宣告ス

佐世保鎮守府司令長官ヲ以テ前項戒嚴地ノ司令官トス但シ戦時指揮官ヲ置キタル場合ニ於テハ戦時指揮官ヲ以テ其ノ司令官トス

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第十四条ニ依リ戒嚴宣告ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十七年二月十四日、

内閣総理大臣 伯爵 桂 太郎

海軍大臣 男爵 山本権兵衛

陸軍大臣 寺内正毅

勅令第三十八号

長崎県対馬及其ノ沿海ヲ臨戦地境ト定メ本令発布ノ日ヨリ戒嚴ヲ行フコトヲ宣告ス

竹敷要港部司令官ヲ以テ前項戒嚴地ノ司令官トス但シ戦時指揮官を置キタル場合ニ於テハ戦時指揮官ヲ以テ其ノ司令官トス

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第十四条ニ依リ戒嚴宣告ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十七年二月十四日

内閣総理大臣 伯爵 桂 太郎

海軍大臣 男爵 山本権兵衛

陸軍大臣 寺内正毅

北海道函館要塞地帯及之ニ関スル要塞地帯法第七条第二項ノ区域内ヲ臨戦地境ト定メ本令発布ノ日ヨリ戒嚴ヲ行フコトヲ宣告ス

函館要塞司令官ヲ以テ前項戒嚴地ノ司令官トス但シ戦時指揮官を置キタル場合ニ於テハ戦時指揮官ヲ以テ其ノ司令官トス

三

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密院顧問ノ諮詢を經テ帝國憲法第八条ニ依リ東京府内一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之を公布セシム

御名御璽

明治三十八年九月六日

内閣総理大臣兼外務大臣

伯爵 桂 太郎

海軍大臣

男爵 山本権兵衛

内務大臣

子爵 芳川顕正

農商務大臣

男爵 清浦奎吾

大蔵大臣

男爵 曾祢荒助

陸軍大臣

寺内正毅

司法大臣

波多野敬直

逋信大臣

大浦兼武

文部大臣

久保田讓

勅令第二百五号

東京府内一定ノ地域ヲ限り別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒

厳令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国

憲法第八条ニ依リ新聞雜誌ノ取締ニ関スル件ヲ裁可シ之ヲ

公布セシム

御名御璽

明治三十八年九月六日

内閣総理大臣兼外務大臣

伯爵 桂 太郎

海軍大臣

男爵 山本権兵衛

内務大臣

子爵 芳川顕正

農商務大臣

男爵 清浦奎吾

大蔵大臣

男爵 曾祢荒助

陸軍大臣

寺内正毅

司法大臣

波多野敬直

逋信大臣

大浦兼武

文部大臣

久保田讓

勅令第二百六号

第一条

新聞紙又ハ新聞紙条例ニ依ル雜誌ニシテ皇室ノ尊

厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変壞シ若クハ朝憲ヲ紊乱セントス

ル事項又ハ暴動ヲ教唆シ犯罪ヲ煽動スルノ虞アル事

項ヲ記載シタルトキハ内務大臣ハ其ノ発売頒布ヲ禁

止シ之ヲ差押ヘ且以後ノ発行ヲ停止スルコトヲ得

第二条

前条ニ依リ新聞紙又ハ雜誌発行ノ停止シタル場合

ニ於テハ内務大臣ハ必要ト認ムルトキハソノ停止中

ニ限り同一人又ハ同一紙ノ発行ニ係ワルモノト認ム

ル他ノ新聞紙又ハ雜誌ヲ停止スルコトヲ得

第三条

発行停止ヲ犯シテ新聞紙又ハ雜誌ヲ発行シタル者

又ハ第一条ノ禁止を犯シテ新聞紙又ハ雜誌ヲ発売頒

布シタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十日

以上二百日以下ノ罰金ニ処ス

第四條 新聞紙條例第三十五條及第三十六條ノ規定ハ本令

ノ犯罪ニモ亦之ヲ適用ス

撰政名

大正十二年九月二日

朕明治三十八年勅令第二百五号ノ施行ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十八年九月六日

内閣總理大臣兼外務大臣 伯爵 桂 太郎

陸軍大臣 寺内正毅

勅令第二百七号

明治三十八年勅令第二百五号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第

九条第十四条ノ規定を適用ス但シ同条中司令官ノ職務ハ東

京衛戍総督之ヲ行ウ

東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾

郡

四

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ帝国憲法第八条ニ依リ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ

公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣 伯爵 内田康哉

外務大臣 伯爵 内田康哉

鐵道大臣 伯爵 大木達吉

陸軍大臣 山梨半造

司法大臣 岡野敬次郎

内務大臣 水野鍊太郎

農商務大臣 荒木賢太郎

大藏大臣 市来乙彦

文部大臣 鎌田栄吉

通信大臣 子爵 前田利定

海軍大臣 財部彪

勅令第三百九十八号

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要

ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕大正十二年勅令第三百九十八号ノ施行ニ関スル件ヲ裁

可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

摂政名

大正十二年九月二日

内閣総理大臣

伯爵

内田康哉

陸軍大臣

山梨半造

勅令第三百九十九号

大正十二年勅令第三百九十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第

九条及第十四条ノ規定ヲ適用ス、但シ同条中司令官ノ職務ハ

東京衛戍司令官之ヲ行ウ

郡 東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾

郡

朕関東戒嚴司令部条令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

摂政名

大正十二年九月三日

内閣総理大臣

伯爵

山本権兵衛

陸軍大臣

男爵

田中義一

勅令第四百号

関東戒嚴司令部条令

勅令第四百号

関東戒嚴司令部条令

第一条

関東戒嚴司令官ハ陸軍大将又ハ中将ヲ以テ之ニ親

補シ、天皇ニ直隸シ東京府及ソノ附近ニ於ケル鎮戍警

備ニ任ス

関東戒嚴司令官ハ其任務達成ノ為前項ノ区内ニ在

第二条

ノ区処ヲ受ク

第三条

関東戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

参謀長

副官

主計

軍医

陸軍司法事務官

下士及判任官

第四条

参謀長ハ関東戒嚴司令官ヲ輔佐シ事務整理ノ責ニ

第五条

参謀、副官、主計、軍医及陸軍司法事務官ハ参謀長

第六条

ノ命ヲ受ケテ各担任ノ事務ヲ掌ル

下士、判任文官ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

当分ノ内閣東衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

朕大正十二年勅令第三百九十九号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

摂政名

大正十二年九月三日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛

海軍大臣 財部彪

陸軍大臣 男爵 田中義一

勅令第四百一号

大正十二年勅令第三百九十九号中左ノ通改正ス

「東京衛戍司令官」ヲ「神奈川県横須賀市及三浦郡」ニ在リテハ横須賀鎮守府司令長官、其地ノ区域ニ在リテハ「関東戒嚴司令官」ニ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡ヲ東京府、神奈川県ニ改ム

朕大正十二年勅令第三百九十九号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

戒嚴令論(佐藤)

摂政名

大正十二年九月四日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛

陸軍大臣 男爵 田中義一

勅令第四百二号

大正十二年勅令第三百九十九号中左ノ通改正ス

東京府、神奈川県ノ下ニ埼玉県、千葉県ヲ加ウ

五

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢を経テ帝国憲法第八條第一項ニ依リ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

内務大臣 後藤文夫

内務大臣 後藤文夫

海軍大臣 男爵 大角岑生

外務大臣 広田弘毅

司法大臣 小原直

商工大臣 町田忠治

農林大臣

山崎達之輔

鉄道大臣

内田信也

拓務大臣

伯爵 児玉秀雄

陸軍大臣

川島義之

通信大臣

望月圭介

文部大臣

川崎卓吉

勅令第十八号

一定ノ地域ヲ限り別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

朕昭和十一年勅令第十八号ノ施行ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

内務大臣

後藤文夫

陸軍大臣

川島義之

勅令第十九号

昭和十一年勅令第十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第九条第十四条ノ規定ヲ適用ス

朕戒嚴司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

内務大臣

後藤文夫

陸軍大臣

川島義之

勅令第二十号

戒嚴司令部令

第一条 戒嚴司令官ハ陸軍大将又ハ中将ヲ以テ之ヲ親補シ

天皇ニ直隸シ東京司令官ノ警備ニ任ズ

戒嚴令ハ其任務達成ノ為前項ノ区域内ニ在ル陸軍

軍隊ヲ指揮ス

第二条 戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ関シテハ陸軍大臣ノ区

処ヲ承ク

第三条 戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

参謀長

参謀

副官

管理部長

經理部長

軍医部長

部附

部員

衛兵長

憲兵長

准士官、下士官、判任文官

第四条 参謀長ハ戒嚴司令官ヲ輔佐シ事務整理ノ責ニ任ス

第五条 参謀ハ参謀長ノ指揮ヲ承ケ各担任ノ事務ヲ掌ル

第六条 副官ハ参謀長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌ル

第七条 管理部長、經理部長、軍医部長ハ戒嚴司令官ノ命ヲ

承ケ各担任ノ事務ヲ掌握ス

第八条 部附、部員、衛兵長、憲兵長ハ各上官ノ命を承ケ事

務ヲ掌ル

第九条 准士官、下士官、判任文官ハ各上官ノ命を承ケ事務

ニ従事ス